

豊岡・城崎地区のお客さまへのガス料金の誤請求について

平成 26 年 8 月 25 日
豊岡エネルギー株式会社

豊岡エネルギー株式会社において実施した自己点検により、平成 26 年 6 月検針分において、豊岡・城崎地区のお客さまに対し、ガス料金を誤って算定し、請求、受領しているケースがあることが判明しました。これを受け、平成 26 年 8 月 12 日に近畿経済産業局に報告するとともに、今後、速やかにご返金の手続きを進めてまいります。

弊社といたしましては、このような事態が生じたことを重く受け止めており、お客さまにご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

今回の事態に対し、弊社ではガス料金を誤ってご請求したお客さまには、個別に正しい請求金額ならびに返金方法についてお知らせするとともに、速やかに過大な請求となったお客さまへのご返金の手続きを取らせていただきます。なお、過少な請求となったお客さまには改めて請求はいたしません。

ご返金の手続きにあたりお客さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成 26 年 6 月分ガス料金の誤請求について

(1) 誤った請求をしたお客さま件数

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 過大な請求となったお客さま件数 | 553 件 |
| ② 過少な請求となったお客さま件数 | 5,919 件 |

(2) 誤った請求金額の総額

- | | | |
|----------|-----------|--------------------|
| ① 過大請求総額 | 553 円 | (1 件あたり 1 円) |
| ② 過少請求総額 | 102,221 円 | (1 件あたりの平均金額 18 円) |

2. お客さまへの返金に関する手続きについて

現在もガスをご利用のお客さまには個別にご説明し、返金方法をお知らせします。また、お引越されたお客さまには電話またはダイレクトメールにてお知らせします。

3. 問い合わせ先

- 豊岡エネルギー株式会社 お客様センター
- ・電話番号 0120-8-54108
 - ・受付時間 平日（月～金）9：00～17：30

以上